

講座・イベント

ハロウィンパーティー
～仮装して西防災交流センターへ集まれ！～

西防災交流センターで、ハロウィンのワークショップを開催します。講座の詳細は、館内のポスターやチラシ、または、町ホームページをご覧ください。

時10月24日(土) 10:00～

所西防災交流センター

対年長～小学生

¥要参加材料費(ワークショップによって金額が異なります)

申電話または直接事務所へ

締10月5日(月)～14日(水)

※定員になり次第締切

問西防災交流センター ☎854－1 6 7 3



▲詳細はこちら

スマホお悩み相談会

「操作がわからない」「設定を教えてほしい」など、一人ひとりのお悩みに合わせてサポートします。

時10月28日(水)

①10:00～10:30 ②10:45～11:15
③11:30～12:00 ④13:30～14:00

¥100円 **定**8人(相談時間は1人あたり30分)

持ご自身のスマートフォン、充電器

所町民会館 **講**職員

申町民会館 ☎854－3 1 1 1

電話または直接事務室へ(定員になり次第締切)

※スマートフォンの修理や、アプリの有料課金手続きなどはできません。

※この講座に初めて参加される人を優先させていただきます。

(教育総務課社会教育グループ)

シルバーリハビリ体操3級指導士養成講習会、受講生大募集

いつまでも健やかで豊かな生活を送るために、いつでも・どこでも・ひとりでもできる『シルバーリハビリ体操』の普及に努めています。

あなたも、3級指導士になって、一緒に地域の健康増進・介護予防(フレイル予防)のための活動しませんか。この講習会では、シルバーリハビリ体操を地域に普及する3級指導士を養成します。

指導士として活動する人の活力年齢が、そうでない人と比較して、9歳も若いという研究結果が出されています。興味のある人はご自身の健康のためにも、ぜひお申込みください。

時11月10日(火)17日(火)24日(火)12月1日(火)8日(火)15日(火)

各日9:30～15:45 ※全6回

所地域福祉会館など

対町内在住でおおむね60歳以上の常勤の職についていない人

[条件]原則すべての講習に参加でき、指導士としてボランティアで活動していただけること。

定30人 **締**10月30日(金)まで

申**問**高齢者支援課地域包括支援センター ☎820－5 6 1 5



国際ソロプチミスト熊野
第19回 愛のチャリティーバザー

第19回チャリティーバザーを開催します。みなさんお誘い合わせのうえ、ぜひお越しください。※このバザーの収益金は女性と女兒の生活向上のために寄付されます。

時11月1日(日) 9:30～15:00

所西防災交流センター

問国際ソロプチミスト熊野事務局

☎854－8 9 4 1

(教育総務課社会教育グループ)

西ふれあい館で「文化祭」が開催されます

西ふれあい館で活動しているグループの作品展示や発表(書道・生け花・手芸・フラダンス・シルバースタイル体操など)、演芸やオカリナ、ハーモニカの演奏や、手品などが行われます。

パン、コーヒー、花の苗の販売や子ども用品の遊休品バザーを実施。

キッチンカーも来ます。

時11月7日(土) 9:30～15:00

所西ふれあい館

問西ふれあい館

☎820－5 5 0 1

(社会福祉課)

保険・年金・福祉

令和8年度生活のしづらさなどに関する調査を実施します

＜調査の目的＞

障害者手帳所持者、難病患者、および制度の谷間にある「生活のしづらさ」を抱える人の実態を把握すること。

調査書類の配布のため、10月下旬頃から調査員が調査区にお住まいのご家庭に訪問しますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。

調査区:出来庭5丁目付近

問社会福祉課

☎820－5 6 3 5

令和9年度保育所・認定こども園の入所の申込のご案内

令和9年度4月からの入所を希望される人の申込受付を次のとおり行います。入所要件などについては、町ホームページ(関連ページは10月13日(火)から閲覧可)からご確認ください。

◆申込書類の配布について

時10月15日(木)から

所子育て支援課で配布(在園児は入所している保育所などで配布)

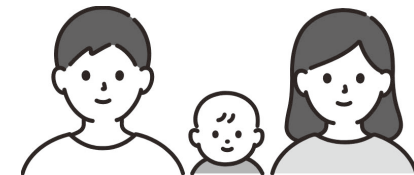
◆申込受付について

申子育て支援課窓口(保護者がお越しください)

時11月2日(月)～20日(金) 8:30～17:00(土日祝除く)

【電子申請の場合】期間11月1日(日)～20日(金)

問子育て支援課 ☎820－5 6 2 3



◀町ホームページからご確認ください。
※なお、10月13日(火)から確認いただけます。



みんなで防ごう 高齢者虐待

「虐待」は早期発見・第三者の介入で、深刻な事態になることを防ぐことができます。専門的診断や治療、ケアが必要にも関わらず医療・介護保険サービスを利用させないことも虐待です。困ったことや「気になる」と感じるがあれば、気軽に相談ください。

詳しくは町ホームページをご確認ください▶



問高齢者支援課 ☎820－5 6 0 5

熊野町地域包括支援センター ☎820－5 6 1 5